

高齢者外出支援タクシー運賃助成 「ふくとく・チケット」をご利用ください

高齢者の外出支援を目的に、75歳以上の方がタクシーを利用した際、運賃の一部を助成します。助成を受けるためには申請が必要です。

【問】☎高齢介護課Tel92-4921

有効期間 7月1日～令和7年6月30日

※有効期限が切れたチケットは使用不可。

対象 市内在住の75歳以上

助成額 500円券×48枚(24,000円分)

タクシー運賃	助成限度額
1,000円未満	利用できません
1,000円～1,999円	500円分
2,000円～2,999円	1,000円分
3,000円～3,999円	1,500円分
4,000円以上	2,000円分

※運賃によって助成限度額が異なります。

申請期限 令和7年5月30日(金)

※期間内1人1回限り。

申請方法 ☎高齢介護課、☎市民総合窓口

課、㊟㊟市民総合窓口室のいずれか、また

は2次元コードから申請📱QR



利用までの流れ

- ①助成を希望する人は申請期限までに手続きをしてください
 - ②審査後、自宅に助成券「ふくとく・チケット」が郵送されます
 - ③タクシーを利用した際「ふくとく・チケット」に利用者名を記入し、助成額を差し引いた運賃と一緒に運転手へお渡しください
- ※利用できるタクシー会社は制度に登録している事業者のみです。
※デマンド交通(乗合タクシー)「愛・あい号」では使用できません。

古河市がSDGs未来都市に選定されました

SDGs未来都市とは、内閣府がSDGsの達成に向けた取り組みの提案を公募し、特に経済・社会・環境の分野で新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する可能性が高い地方自治体を選定するものです。今後、市民の皆さまや企業、団体等とも連携を図り、提案の実現に向けた取り組みを進めていきます。

【問】☎企画課Tel92-3111

古河市の提案内容

誰一人取り残さない包摂社会とゼロカーボンシティの古河



▲5月23日に自見内閣府特命担当大臣から選定証を授与されました

令和6年度から介護保険料が変わりました

介護保険制度を安定的に運営するため、3年ごとに介護保険サービスの総費用の見直しを行い、介護保険料を決定しています。今回、第9期介護保険事業計画(期間：令和6～8年度)の策定に合わせ、65歳以上の人の介護保険料を改定しました。なお、介護保険料納入通知書は7月中旬に発送予定です。

【問】☎高齢介護課Tel92-4921

■第9期の各段階の保険料は、基準額：年額68,400円×調整率(100円未満切り捨て)です

第8期(令和3～5年度)

所得段階	年額
第1段階	19,800円
第2段階	33,000円
第3段階	46,200円
第4段階	59,400円
第5段階	66,000円
第6段階	79,200円
第7段階	85,800円
第8段階	99,000円
第9段階	112,200円
320万円以上400万円未満	
第10段階	115,500円
400万円以上	

第9期(令和6～8年度)

市民税	所得段階	対象者	調整率	年額
本人が非課税 世帯全員が非課税	第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・前年の公的年金等収入額+合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)が80万円以下	0.285	19,400円
	第2段階	前年の公的年金等収入額+合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)が120万円以下	0.485	33,100円
	第3段階	第1段階、第2段階に属さない	0.685	46,800円
	第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されており、前年の公的年金等収入額+合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)が80万円以下	0.90	61,500円
	第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されており、前年の公的年金等収入額+合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)が80万円を超える	1.00	68,400円
本人が課税	第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	82,000円
	第7段階	" 120万円以上210万円未満	1.30	88,900円
	第8段階	" 210万円以上320万円未満	1.50	102,600円
	第9段階	" 320万円以上420万円未満	1.70	116,200円
	第10段階	" 420万円以上520万円未満	1.90	129,900円
	第11段階	" 520万円以上620万円未満	2.10	143,600円
	第12段階	" 620万円以上720万円未満	2.30	157,300円
	第13段階	" 720万円以上	2.40	164,100円

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた所得控除をする前の金額です。

※第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※土地・建物の譲渡所得については、特別控除後の金額が適用されます。

不妊治療助成金交付事業が始まりました

不妊治療に取り組む夫婦を応援するため、保険適用外の治療・検査に対する助成を開始しました。申請書類などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

【問】☎子育て包括支援課Tel48-6881



対象となる治療

医師が必要と認めた治療・検査のうち、医療保険適用外であるもの(令和6年4月1日以降に受けた治療・検査)

対象者

次の①～④全てを満たす人

①夫婦(事実婚を含む)のいずれかが、治療日からさかのぼって1年以上、市内に住所を有している

②治療日において、妻の年齢が43歳未満

③市税の滞納がない

④申請する治療・検査について、他の地方公共団体から助成を受けていない

助成額

3万円(夫婦1組につき1年度1回限り)

申請方法

申請書類を☎子育て包括支援課(〒306-0044新久田271-1)に提出📄📱